

農業委員の募集について

町、農業委員会では、農業委員の欠員補充のため「農業委員」を募集いたします。農業に関する識見と熱意を有し、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適正に行うことができる方の推薦・公募をお待ちしております。応募方法等につきましては、次のとおりです。

1. 募集等について

「農業委員」について、推薦又は応募による委員を募ります。

2. 委員の募集人数

1人

3. 推薦・応募書類

(1) 推薦・応募用紙

(2) 推薦承諾書

町ホームページから「推薦・応募用紙」、「推薦承諾書」をダウンロードするか、農業委員会（産業観光課内）で配付しています。

4. 推薦又は応募の期間

令和元年12月13日(金)から令和2年1月17日(金)まで（土曜、日曜、祝祭日、12月30日から1月3日を除く。）

提出書類を受け付ける時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

5. 応募書類の提出

農業委員会（産業観光課）へ推薦人または、応募者が直接お持ちください。

6. 任命・委嘱の方法

農業委員は、町長が推薦・公募の結果を尊重し、選任議案を作成し、議会の同意を得て町長が任命します。

7. 任期

任命の日から前任者の残任期間である令和3年3月31日まで

8. 問合せ

農業委員会事務局（産業観光課内）

〒369-1492 秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

電話0494-62-1462

FAX0494-62-2791

※農業委員会の役割

(1) 農業委員

農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的な事務は、次のとおりです。

- ① 月に一度開催される農業委員会総会へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。また、不定期に開催される研修会等に参加します。
- ② 農地法に基づく申請の審査を行います。
- ③ 農地法に基づき、町内の農地の利用状況等の調査及び調査結果の報告を行いません。
- ④ 農地の利用最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）のための調整などを行います。